

吹田市都市公園条例現行・改正案対照表

_____は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）及び法に基づく命令に定めるもののほか、公園の管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) } -----略-----</p> <p>(2) }</p> <p>(公園予定区域等への準用)</p> <p>第18条 -----略-----</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）及び法に基づく命令<u>並びに吹田市健都レールサイド公園の管理運営に関する条例（平成30年吹田市条例第37号）</u>に定めるもののほか、公園の管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例（<u>第19条を除く。</u>）において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) } -----略-----</p> <p>(2) }</p> <p>(公園予定区域等への準用)</p> <p>第18条 -----略-----</p> <p><u>(遊園への準用)</u></p> <p>第19条 <u>第4条から第17条までの規定は、遊園（本市が管理する公園又は緑地で、都市公園に該当しないものをいう。以下同じ。）について準用する。</u></p> <p><u>(指定管理者による管理)</u></p> <p>第20条 市長は、<u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に公園及び遊園（以下「公園等」という。）の管理に係る次に掲げる業務を行わせることができる。</u></p> <p>(1) <u>制限行為の許可に関する業務</u></p> <p>(2) <u>制限行為の許可に係る使用料の徴収に関する業務</u></p>

現 行	改 正 案
	<p>(3) <u>施設及び附属設備等の維持管理に関する業務</u></p> <p>(4) <u>前3号に掲げるもののほか、公園等の管理に関し市長が必要と認める業務</u></p> <p>2 <u>市長は、前項の規定により指定管理者に公園等の管理を行わせる場合においては、規則で定めるところにより、あらかじめ申請した団体のうち、公園等の設置目的を最も効果的に達成することができると思われる団体を指定管理者として指定する。</u></p> <p>3 <u>市長は、指定管理者に対して、管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。</u></p> <p>4 <u>市長は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。</u></p> <p>5 <u>第1項の規定により指定管理者に公園等の管理を行わせる場合におけるこの条例の規定の適用については、第4条及び第6条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第10条第1項並びに第15条第1項及び第3項（第2号を除く。）中「市長」とあるのは「市長（制限行為の許可については、指定管理者）」と、第11条第2項中「市長」とあるのは「市長（指定管理者から命ぜられた措置については、指定管理者）」と、第12条第4項第2号中「市長」とあるのは「市長又は指定管理者」と、第15条第3項第2号中「市長」とあるのは「市長若しくは指定管理者」とする。</u></p> <p><u>（指定管理者候補者選定委員会）</u></p> <p>第21条 <u>前条第1項の規定により指定管理者に公園等の管理を行わせる場合においては、本市に、市長の附属機関として、指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。</u></p> <p>2 <u>選定委員会は、市長の諮問に応じ、前条第2項の規定により指定しようとする団体の選定及び指定管理者の評価について審議し、答申するものとする。</u></p> <p>3 <u>選定委員会は、委員5人以内で組織する。</u></p>

現 行	改 正 案																
<p>(委任) 第19条 -----略-----</p> <p>別表第3 占用の許可に係る使用料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">種別</th> <th style="width: 30%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種電柱</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">-----略-----</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">}</td> </tr> <tr> <td>法第7条第2項に規定する社会福祉施設</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1 } { -----略----- 3 }</p>	種別	金額	第1種電柱	-----略-----	}	法第7条第2項に規定する社会福祉施設	<p>4 委員は、学識経験者その他規則で定める者のうちから、必要の都度市長が委嘱し、又は任命する。</p> <p>5 委員の任期は、当該諮問に対する答申の時までとする。</p> <p>6 委員は、再任されることができる。</p> <p>7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。</p> <p>8 前各項に定めるもののほか、選定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>(委任) 第22条 -----略-----</p> <p>別表第3 占用の許可に係る使用料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">種別</th> <th style="width: 30%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種電柱</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">-----略-----</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">}</td> </tr> <tr> <td>法第7条第2項に規定する社会福祉施設</td> </tr> <tr> <td>認定公募設置等計画に基づき設ける自転車駐車場</td> <td>1平方メートルにつき1年に3,000円を下回らない範囲内で、当該者が応募した額</td> </tr> <tr> <td>認定公募設置等計画に基づき設ける地域における催しに関する情報を提供するための看板及び広告塔</td> <td>表示面積1平方メートルにつき1年に11,000円を下回らない範囲内で、当該者が応募した額</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1 } 2 } -----略-----</p>	種別	金額	第1種電柱	-----略-----	}	法第7条第2項に規定する社会福祉施設	認定公募設置等計画に基づき設ける自転車駐車場	1平方メートルにつき1年に3,000円を下回らない範囲内で、当該者が応募した額	認定公募設置等計画に基づき設ける地域における催しに関する情報を提供するための看板及び広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年に11,000円を下回らない範囲内で、当該者が応募した額
種別	金額																
第1種電柱	-----略-----																
}																	
法第7条第2項に規定する社会福祉施設																	
種別	金額																
第1種電柱	-----略-----																
}																	
法第7条第2項に規定する社会福祉施設																	
認定公募設置等計画に基づき設ける自転車駐車場	1平方メートルにつき1年に3,000円を下回らない範囲内で、当該者が応募した額																
認定公募設置等計画に基づき設ける地域における催しに関する情報を提供するための看板及び広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年に11,000円を下回らない範囲内で、当該者が応募した額																

現 行	改 正 案
	<p>3 -----略-----</p> <p>4 「認定公募設置等計画」とは、法第5条の7第1項に規定する認定公募設置等計画をいう。</p>